

外国会社報告書等による開示に関する  
留意事項について

(英文開示ガイドライン)

平成20年6月  
金融庁総務企画局

### 【省略用語例】

このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

法……………	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）
令……………	金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）
開示府令……………	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）
特定有価証券府令……	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）
外債府令……………	外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和47年大蔵省令第26号）
内部統制府令……………	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第62号）

## A 一般的事項

- 1 法律、政令又は府令（以下、「法令等」という。）において、特に使用する言語について指定がない書面については、日本語によって記載するものとする。
- 2 本ガイドラインは、あくまで法令等の適用に当たり、留意すべき事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準）を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

## B 企業内容等の開示に関する内閣府令関係

### 3 外国会社報告書関係

3-1 法第24条第9項及び開示府令第17条の3第2項の規定により「外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」の要約の日本語による翻訳文を作成するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 「事業等のリスク」に記載すべき事項に相当する事項の要約の日本語による翻訳文には、外国会社報告書に記載されたすべてのリスク項目の表題を記載した上で、事業の特性に応じ、特に重要と考えられるリスクについてその概要を記載するものとする。
- ② 「財務書類」に記載すべき事項に相当する事項の要約の日本語による翻訳文には、財務書類（注記を除く。）の完全訳及び注記の要約を記載するものとする。注記の要約には、重要な会計方針、セグメント情報及び重要な後発事象その他財務書類の分析

に当たり特に重要な事項を簡潔に記載するものとする。

- ③ 上記以外の項目については、当該項目に記載すべき事項に相当する事項の要約を、簡潔に記載するものとする。

3-2 法第24条第9項及び開示府令第17条の3第4項第2号に規定する「当該有価証券報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社報告書の記載事項との対照表」は、左段に様式上の記載項目を日本語で、右段に当該項目に相当する外国会社報告書の記載項目を英語で記載した二段表により作成するものとする。

3-3 法第24条の2第4項において準用する法第24条第9項及び開示府令第17条の9第2項第3号に規定する「訂正の箇所及び訂正の内容」を日本語によって記載したものを作成するに当たっては、表題、項目等を日本語によって記載すれば足り、具体的な訂正の箇所及び訂正の内容については、訂正の対象となる外国会社報告書及びその補足書類と同様に、日本語又は英語によって記載することができることに留意するものとする。

#### 4 外国会社確認書関係

4-1 3-2は、法第24条の4の2第6項において準用する法第24条第9項及び開示府令第17条の12第3項第1号に規定する「第9号の2様式による確認書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社確認書の記載事項との対照表」を作成する場合について準用する。

4-2 3-3は、法第24条の4の3第3項において準用する法第24条第9項及び開示府令第17条の14第2項第3号に規定する「訂正の箇所及び訂正の内容」を日本語によって記載したものを作成する場合について準用する。

#### 5 外国会社四半期報告書関係

##### 5-1

法第24条の4の7第7項及び開示府令第17条の17第2項の規定より「外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」の要約の日本語による翻訳文を作成するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 3-1の②は、第9号の3様式における「四半期財務書類」に記載すべき事項に相当する事項の要約を作成する場合について準用する。
- ② 3-1の③は、その他の項目について要約を作成する場合に準用する。

5-2 3-2は、法第24条の4の7第7項及び開示府令第17条の17第4項第2号に規定する「第9号の3様式による四半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社四半期報告書の記載事項との対照表」を作成する場合について準用する。

5-3 3-3は、法第24条の4の7第11項において準用する同条第7項及び開示府令第17条の19第2項第3号に規定する「訂正の箇所及び訂正の内容」を日本語によって記載したものを作成する場合について準用する。

## 6 外国会社半期報告書関係

6-1 法第24条の5第8項及び開示府令第18条の3第2項の規定により「外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」の要約の日本語による翻訳文を作成するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 3-1の②は、第10号様式における「中間財務書類」に記載すべき事項に相当する事項の要約を作成する場合について準用する。
- ② 3-1の③は、その他の項目について要約を作成する場合に準用する。

6-2 3-2は、法第24条の5第8項及び開示府令第18条の3第4項第2号に規定する「第10号様式による半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社半期報告書の記載事項との対照表」を作成する場合について準用する。

6-3 3-3は、法第24条の5第12項において準用する同条第8項及び開示府令第18条の5第2項第3号に規定する「訂正の箇所及び訂正の内容」を日本語によって記載したものを作成する場合について準用する。

## 7 外国親会社等状況報告書関係

7-1 3-1の②は、法第24条の7第5項において準用する法第24条第9項及び開示府令第19条の8第2項の規定により「外国親会社等状況報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」の要約の日本語による翻訳文として、第10号の3様式における「計算書類等」に記載すべき事項に相当する事項の要約を作成する場合について準用する。

7-2 3-2は、法第24条の7第5項において準用する法第24条第9項及び開示府令第19条の8第3項第2号に規定する「第10号の3様式による親会社等状況報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国親会社等状況報告書の記載事項との対照表」を作成する場合について準用する。

## C 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令関係

## 8 外国会社報告書関係

8-1 法第24条第9項及び特定有価証券府令第27条の3第3項に規定する「外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」の要約の日本語による翻訳文を作成するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 3-1の①は、第7号の2様式、第8号様式、第8号の3様式、第8号の5様式、第9号の2様式及び第9号の6様式における「投資リスク」又は第9号の4様式における「リスク情報」に記載すべき事項に相当する事項の要約を作成する場合について準用する。
- ② 3-1の②は、各様式の区分に応じ、次の項目に記載すべき事項に相当する事項の要約を作成する場合について準用する。
  - 第7号の2様式の第二部の第4の1の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」
  - 第8号様式の第二部の第5の1の「(1) 貸借対照表」、「(2) 損益計算書」、「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」
  - 第8号の3様式の第2の「1 主な資産の内容」、「2 主な損益の内容」及び「3 収入金（又は損失金）の処理」
  - 第8号の5様式の第1の6の「(1) 貸借対照表」「(2) 損益計算書」及び「(3) 利益処分計算書（又は損失処理計算書）」
  - 第9号の2様式の第1の「6 信託財産の経理状況」
  - 第9号の4様式の第二部の「第1 発行者の経理状況」及び「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」
  - 第9号の6様式の第3の1の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」
- ③ 3-1の③は、その他の項目について要約を作成する場合に準用する。

8-2 3-2は、法第24条第9項及び特定有価証券府令第27条の3第5項第2号に規定する「（特定有価証券府令第27条の3）第3項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社報告書の記載事項との対照表」を作成する場合について準用する。

8-3 3-3は、法第24条の2第4項において準用する法第24条第9項及び特定有価証券府令第27条の9第2項第3号に規定する「訂正の箇所及び訂正の内容」を日本語によって記載したものを作成する場合について準用する。

## 9 外国会社半期報告書関係

9-1 法第24条の5第8項及び特定有価証券府令第28条の3第3項の規定により「外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」の要約の日本語による翻訳文を作成するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 3-1の①は、第12号の2様式における「投資リスク」に記載すべき事項に相当する事項の要約を作成する場合について準用する。

- ② 3-1の②は、各様式の区分に応じ、次の項目に記載すべき事項に相当する事項の要約を作成する場合について準用する。
- 第10号の2様式の2の「(1) 資産及び負債の状況」  
第11号様式の4の「(1) 資産及び負債の状況」  
第11号の3様式の「2 管理資産の経理の概況」  
第11号の5様式の「2 特定信託財産の経理状況」  
第12号の2様式の「3 信託財産の経理状況」  
第12号の4様式の「第3 発行者の経理状況」及び「第4 貸付債権に係る債務者の経理の概況」  
第12号の6様式の4の「(1) 資産及び負債の状況」
- ③ 3-1の③は、その他の項目について要約を作成する場合に準用する。

9-2 3-2は、法第24条の5第8項及び特定有価証券府令第28条の3第5項第2号に規定する「(特定有価証券府令第28条の3)第3項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社半期報告書の記載事項との対照表」を作成する場合について準用する。

9-3 3-3は、法第24条の5第12項において準用する同条第8項及び特定有価証券府令第28条の5第2項第3号に規定する「訂正の箇所及び訂正の内容」を日本語によって記載したものを作成する場合について準用する。

## D 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令関係

### 10 外国者報告書関係

10-1 法第27条において準用する法第24条第9項及び外債府令第14条の3第2項の規定により「外国者報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」の要約の日本語による翻訳文を作成するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 3-1の②は、第3号様式の第3の3の「(5) 経理の状況」及び第4号様式の第4の3の「(5) 経理の状況」に記載すべき事項に相当する事項の要約を作成する場合について準用する。
- ② 3-1の③は、その他の項目について要約を作成する場合に準用する。

10-2 3-2は、法第27条において準用する法第24条第9項及び外債府令第14条の3第4項第2号に規定する「(外債府令第14条の3)第2項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国者報告書の記載事項との対照表」を作成する場合について準用する。

10-3 3-3は、法第27条において準用する法第24条の2第4項において準用する法第

24条第9項及び外債府令第14条の6第2項第3号に規定する「訂正の箇所及び訂正の内容」を日本語によって記載したものを作成する場合について準用する。

## 11 外国者半期報告書関係

11-1 法第27条において準用する法第24条の5第8項及び外債府令第15条の3第2項に規定する「外国者半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」の要約の日本語による翻訳文を作成するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 3-1の②は、第5号様式の第2の「4 経理の状況」に記載すべき事項に相当する事項の要約を作成する場合について準用する。

② 3-1の③は、その他の項目について要約を作成する場合に準用する。

11-2 3-2は、法第27条において準用する法第24条の5第8項及び外債府令第15条の3第4項第2号に規定する「第5号様式による半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国者半期報告書の記載事項との対照表」を作成する場合について準用する

11-3 3-3は、法第27条において準用する法第24条の5第12項において準用する同条第8項及び外債府令第15条の5第2項第3号に規定する「訂正の箇所及び訂正の内容」を日本語によって記載したものを作成する場合について準用する。

## E 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令関係

## 12 外国会社内部統制報告書関係

12-1 3-2は、法第24条の4の4第6項において準用する法第24条第9項及び内部統制府令第15条第3項第2号に規定する「第2号様式による内部統制報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社内部統制報告書の記載事項との対照表」を作成する場合について準用する。

12-2 内部統制府令第15条第3項第3号に規定する「金融庁長官が公益又は投資者保護の観点から必要と認めて指示する事項」は、外国会社が外国会社内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の評価の結果に相当する事項を記載していない場合における当該評価の結果に相当する事項とする。

12-3 3-3は、法第24条の4の5第3項において準用する法第24条第9項及び内部統制府令第17条第2項第3号に規定する「訂正の箇所及び訂正の内容」を日本語によって記載したものを作成する場合について準用する。

平成20年6月1日 制定